

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3235号)

令和7年7月17日

横 情 審 答 申 第 3235 号

令 和 7 年 7 月 17 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について (答申)

令和5年10月2日都地ま第721号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都市計画届出書特定番号の変更届」の不開示決定に対する審査請求につ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「都市計画届出書特定番号の変更届」の存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1に記載する行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年8月17日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること、及び②①で公になる事実に、不開示理由に該当する事実が含まれていることの2つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) 上記①の要件の該当性

本件開示請求は、特定の個人の住宅の土地を指定し、その土地に係る地区計画の区域内における行為の届出書（以下「届出書」という。）特定番号について、地区計画の区域内における行為の変更届出書（以下「変更届出書」という。）が提出されていることを前提とし、その変更届出書の開示を求めている。そのため、本件開示請求に対して開示決定又は不開示事由該当を理由とした不開示決定若しくは一部開示決定を行えば、特定の個人に係る届出記録の存否に関する公にすることになる。その結果、限定された特定の事項が公になる事から、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

特定の個人に係る届出書の届出の有無は、閲覧や公表などが行われるものではなく、届出書の内容についても住宅の配置計画や間取り及び壁面における開口部等が記載され、建主の個人情報に深く関係している。届出書の届出の有無は、個人に関する情報であって、本件の場合すでに特定の個人が識別されているので公にすることで、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから条例第7条第2項第1号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、条例第9条に該当し不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 届出書特定番号の変更届書はその存否すら個人情報保護を理由に不開示とされた。
- (2) 工事中に設計変更などで工作物の形状などが変更された実態を知る事は都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の趣旨から当然の権利と考える。
- (3) 個人情報保護の濫用による不合理な開示拒否で市民の知る権利を侵害することのないように改善を求める。
- (4) 既に開示されている届出書特定番号の内容以上に新たな個人情報の開示など一切求めていない。
- (5) 変更届出書を提出していれば公開するならば、存否を明らかにしないという説明は必然的に未提出であることを明示することになる。
- (6) 「変更届出書の存否を明らかにする事自体が建築主を不利な立場に. . . 」との理由で市民への情報公開をないがしろにするなら、それは本末転倒といわざるをえない。
- (7) 未提出者の権利利益を守ることと一般住民の知る権利を守ることの比較で前者に重きを置く実施機関の対応は不適切である。

5 審査会の判断

(1) 地区計画の区域内における行為の届出に係る事務について

法第58条の2第1項では、「地区計画の区域・・・内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、

設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。」と規定しており、同条第2項では、「前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに・・・その旨を市町村長に届け出なければならない。」と規定している。

都市整備局地域まちづくり課では、法第58条の2第1項に基づき提出された届出書及び同条第2項に基づき提出された変更届出書の審査事務を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

特定地番の土地に係る届出書特定番号の変更届出書である。

(3) 本件処分について

本件処分について実施機関に確認したところ、上記3の主張のほか次のとおり説明があった。

ア 届出書及び変更届出書の届出の有無やその記載内容については、公表する制度や慣行はなく公表されていないが、閲覧可能な建築計画概要書に当該届出に係る記載がある場合には届出をしていることは明らかであるので、不開示部分を判断し一部開示決定をしている。

イ 届出書特定番号については建築計画概要書に届出に係る記載があったが、本件の変更届出に係る記載はない。

ウ 特定の個人の住宅の土地を指定した変更届出書の届出の有無はそれ自体が条例第7条第2項第1号の特定の個人を識別することができる情報に該当し、建築計画概要書にその記載がない場合は公にすることが予定されている情報とはいえないため、不開示とした。

(4) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報に係る行政文書の存在又は不存在を答えることによって、不開示として保護すべき利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うためには、実施機関が上記3で主張する2つの

要件を備えていることが必要であると解されており、本件処分が存否応答拒否の要件を備えているかについて、以下検討する。

(5) 本件処分の妥当性について

ア ①の要件の該当性について

本件開示請求は、特定の個人の住宅の土地を指定してその届出書に係る変更届出書を開示請求しているため、当該文書の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、当該個人の変更届出書の届出の有無という事実が公になる。

したがって、上記①の要件に該当する。

イ ②の要件の該当性について

次に、上記アで公になる事実に、不開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。

(ア) 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

(イ) 変更届出書の届出の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、同号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しない。

ウ したがって、本件審査請求文書は、存否応答拒否要件を備えている。

(6) 審査請求人は、届出書特定番号は一部開示決定がなされているのにその変更届出書が存否応答拒否となっていることを疑問視し、変更届出書の提出があれば開示するところを存否を明らかにしないのは提出がないことを明示していると主張するが、

閲覧可能な建築計画概要書に届出に係る記載がある場合に限り一部開示決定をしているという上記(3)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人は、未提出者と仮定して当該個人の権利利益の保護と一般住民の知る権利を守ることの比較についての実施機関の判断が不適切だと主張するが、変更届出書の届出の有無は法令等で公にすることが求められているものではなく、開示によって得られる変更届出書の届出の有無を審査請求人が知ることができるという利益が、不開示によって保護される個人の自己の個人情報を開示されないという利益を上回るとまではいえない。

(7) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井惠里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 經 過

年 月 日	審 査 の 經 過
令 和 5 年 10 月 2 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 10 月 23 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 5 年 11 月 7 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 1 月 9 日	・審査請求人から主張書面（追加）を受理
令 和 7 年 4 月 17 日 (第314回第三部会)	・審議
令 和 7 年 5 月 15 日 (第315回第三部会)	・審議
令 和 7 年 6 月 4 日	・審査請求人から主張書面（追加）を受理
令 和 7 年 6 月 19 日 (第316回第三部会)	・審議